

令和4年7月15日
住宅局住宅生産課

令和4年10月1日に見直し予定の長期優良住宅の認定制度について説明します！

～WEB動画配信する形式で説明～

令和4年10月1日に施行予定の改正長期優良住宅法に基づく長期優良住宅の認定制度の見直しの概要等について、関係省令・告示の公布に先立ち、WEB動画を配信する形式により説明します。

○主 な 内 容： ・ 建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設
・ 認定基準の見直し（省エネ基準の引き上げ、共同住宅等における基準の合理化、壁量基準の見直し） 等

○配信日時・場所： 7月15日（金）14時 配信開始
（一社）住宅性能評価・表示協会ホームページ内で説明動画、資料等を配信

○参 加 方 法： 下記 URL より配信動画を視聴してください。

<https://www.hyoukakyukai.or.jp/chouki/kaisei.html>

※本説明は、関係省令及び告示の公布前に改正内容の概要をお示しするものであるため、内容に変更があり得ることをご了承ください。

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅生産課 福井、大貫

代表電話 代表：03-5253-8111（内線39434、39435） 直通：03-5253-8510 FAX：03-5253-1629